

生かそう憲法
くらしと政治に

あおぞら

2023年9月1日

Vol.56

発行

あおぞら法律事務所

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目7番11号
TEL 092-721-1425 FAX 092-721-1498



「れんこんぼり」の二千年蓮 photo 前田 豊

筑後川沿いの佐賀県みやき町(旧北茂安町)。江戸時代より、灌漑用水の確保のための「蓮生溜池(れんしょうためいけ)」があります。夏は蓮の花、冬は蓮根の産地として地元で愛されてきました。「れんこんぼり」と呼ばれています。

その「れんこんぼり」に「二千年蓮」が加わりました。「二千年蓮」は、1951年(昭和26年)、千葉県弥生時代の遺跡から採取された3粒の蓮の実を、植物学者の大賀一郎博士が発芽させ、2000年の眠りから覚めさせました。この蓮は、艶やかなピンク色が特徴で、自生蓮より小振りです。

あおぞら法律事務所

弁護士 前田 豊
弁護士 小宮 和彦
弁護士 中村 伸子
弁護士 井上 敦史
弁護士 武 寛兼

NHK

「誰のための司法か 団藤重光 最高裁・事件ノート」

弁護士 前田 豊

大阪空港騒音訴訟

住宅密集地に近い大阪空港。1969年、航空機騒音に苦しむ住民が国を訴え、夜9時〜朝7時の飛行差止めを求めました。公害訴訟で初めて国の責任が問われました。

一審は夜10時〜朝7時の飛行差止めを認めました。二審はさらに進めて夜9時〜朝7時の飛行差止めを認めました。ところが、1981年、最

高裁は第一審判決を覆し、飛行差止めを認めませんでした。

なぜ第二審判決が覆ったのか

最高裁では、当初、団藤重光裁判官が属する第1小法廷（5名の裁判官）で審理され、まもなく結審し、判決言渡しを待つばかり。その経過からみて、一審判決が維持され、夜9時〜朝7時の飛行差

止めが認められるものと考えられていました。

ところが、いつの間にか第1小法廷から大法廷（15名の裁判官）に回付されていきました。

その大法廷に回付されたことの背景に、前最高裁長官の村上朝氏が外部から裁判体に介入し、大法廷で審理するよう働きかけたことが、このほど見つかった。団藤重光裁判官の事件ノートで判明しました。

そして、大法廷に回付された結果、14名の裁判官の意見が9対5に結論が別れ、多数派の9名は差止めそのものを認めないという意見で、それが判決になったため、第二審判決が覆ったのです。

村上氏の介入は怪しからぬ

団藤裁判官の死後、龍谷大学に寄贈された資料に大阪空港判決のノートがありました。

それには、前長官の村上氏が最高裁長官室に電話し、そこにいた第1小法廷裁判長に大法廷回付を要望したことが書いてありました。

団藤裁判官は、第1小法廷の裁判長からそれを聞いて、事件ノートに、「法務省側の意を受けた村上氏（代理人としての受任はない由）が大法廷回付の要望をされた由。（この種の介入は怪しからぬことだ。）と憤りを込めて書きました。

前長官が、大法廷と第1小法廷の裁判長に、小法廷から大法廷に回付するよう要望することは、どう考えてもおかしいことです。

だから、当時の法務省訟務部（国側代理人の部署）の筑康生氏は、ノートを見て、「普通は守秘義務の関係で外に出ない。シュレッダーにかけて廃棄すべきだった。」と言いつつ、「電話をすること自体が怪しからぬ。法律家としてはそれは怪しからぬです。」と言わざるをえませんでした。

当時の事件を担当した最高裁判官の加茂紀久生氏は、「村上元長官は法務省が長い人だし、法務省の代理人みたいなもの。そういう意味じゃ、怪しからぬさが知れてるといえるは知れてる。ほとんど代理人ですから。」と言いつつ、「あんまり明朗な話ではない

ですね。団藤さんがこういう感想を持つのはそれはごく自然なことだと思う。」と言いました。

団藤裁判官の無念

最高裁の判決は、9名の裁判官の差止却下の意見が多数意見で、団藤裁判官ら5名の差止賛成の裁判官は少数意見になりました。

団藤裁判官は無念だったことでしょうか。判決の少数意見で、「このままでは国民は途方に暮れる結果になるであろう。わたくしは裁判所の救済を求める途をふさいでしまうことに対しては疑問をもつ。」と述べました。ノートには、判決言渡しするとき、高齢の原告らが静かに判決を聞くのを見て、「この判決は原告たちに可哀相だ。」と書き残しました。

三権分立をおかすもの

村上氏は、戦前、裁判官から司法省へ出向し、戦後は法務省、最高検察庁を経て、裁判所に戻り、最高裁判官になりました。

岡原氏は、戦前、検察庁にいて、戦後、司法省、法務省、検察庁を経て最高裁判官になりました。

村上氏と岡原氏は、司法省、法務省、検察庁の先輩と後輩です。運輸省・法務省は、先

輩・後輩の関係を利用し、前長官介入という手をつかって、最高裁判決で勝訴するよう働きかけたものと考えられます。しかし、それは、外部からの裁判介入であり、司法と行政の三権分立をおかすものでした。そして、人権保障の誓である最高裁の権威と地位をおとしめるものでした。

最高裁判決が与えた影響

現在でも、大阪空港では、夜9時〜朝7時は飛行機を飛ばせていません。だから、最高裁判決の結論としては、二審判決を容認し、夜9時〜朝7時の飛行差止めもよかったです。それを認めなかったため、全国の空港や基地の訴訟に大きな影響を与えました。福岡空港、横田基地、厚木基地、嘉手納基地などです。空港訴訟だけでなく、道路公害訴訟や、各種の環境訴訟にも影響を与えました。

では、行政訴訟で公共事業の差止めが認められやすくなっているかといえ、必ずしもそうなっていない。やはり、最高裁に、団藤裁判官のような、人権感覚を持ち、人情味ある裁判官がたくさんいてくれる方が、国民はもっと救済を求めやすくなると思うのです。

（了）



7.19(水) 堀磯 (高裁も認めない) 7.19(水) 堀磯 (高裁も認めない) 7.19(水) 堀磯 (高裁も認めない) 7.19(水) 堀磯 (高裁も認めない) 7.19(水) 堀磯 (高裁も認めない) 7.19(水) 堀磯 (高裁も認めない) 7.19(水) 堀磯 (高裁も認めない) 7.19(水) 堀磯 (高裁も認めない) 7.19(水) 堀磯 (高裁も認めない) 7.19(水) 堀磯 (高裁も認めない)

団藤ノート「この種の介入はけしからぬことだ」

福岡地裁判決

「結婚の自由をすべての人に」訴訟

弁護士 武 寛兼

1 「結婚の自由をすべての人に」訴訟とは

「結婚の自由をすべての人に」訴訟とは、同性の者との婚姻届を受理されなかった者が原告となり、同性同士の婚姻を認めない諸規定が憲法13条、憲法14条1項及び憲法24条に違反するにもかかわらず、国が必要な立法措置を怠ったことが国家賠償法上違法であることを主張している裁判です。

法24条2項に違反する状態にあると言わざるを得ない」「立法者としては、この状態を解消する措置に着手すべき」と判示しました。

この裁判については、札幌、大阪、東京、名古屋の各地裁で判決が出されており、令和5年6月8日、福岡地裁でも判決が言い渡されました。

2 判決内容

福岡地方裁判所は、原告らの請求を棄却したものの、判決の理由中で、「同性カップルに婚姻制度の利用によって得られる利益を一切認めず、自らの選んだ相手と法的に家族になる手段を与えていない本件諸規定はもはや個人の尊厳に立脚すべきものとする憲

各地の判決内容

地裁	判決内容
札幌地裁	憲法14条1項に違反する
大阪地裁	合憲
東京地裁	憲法24条2項に違反する状態
名古屋地裁	憲法24条2項及び憲法14条1項に違反する
福岡地裁	憲法24条2項に違反する状態

3 各地の判決内容

札幌地方裁判所は、各地裁に先駆けて、令和3年5月17日、同性間の婚姻を認めないことは憲法14条1項で定められた平等原則に違反して違憲であるとする歴史的な判決を言い渡しました。

その後に出された大阪地裁は憲法違反であるとの判断をせず、続く東京地裁は憲法24条2項に違反する状態、名古屋地裁は憲法24条2項及び憲法14条1項に違反するとの違憲判決を言い渡しました。

福岡地裁の判決は、札幌、東京、名古屋の地裁に続く4例目の違憲と判断した判決になります。

4 よへある誤解に対して

同性婚のことがネットニュース等にあがると、「コメント欄に「今の憲法は同性婚を禁止している」「憲法改正をしなれば同性婚は認められない」というような記載を見かけますが、いずれも間違いです。

(1) 憲法は同性婚を禁止していません

憲法が同性婚を禁止しているという誤解は、憲法24条1項が「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」と規定されていることから生じているようです。

戦後に改正されるまでの旧民法時代は、いわゆる家制度の下、結婚するためには当事者の合意だけでなく、戸主（家長）による同意が必要とされてきました。憲法24条1項は、このような法制度を前提に、「戸主や第三者の同意は不要」で「結婚をする両当事者の合意のみで結婚できる」ということを規定したもので、同性婚を禁止した規定ではありません。

この点については、政府も憲法が同性婚を禁止しているという考え方はとっていません。また、「結婚の自由をすべての人に」訴訟の被告である国も、憲法が同性婚を禁止しているとは主張していません。

福岡地裁の判決を含めてこれまで出ている判決の全てにおいて、憲法が同性婚を禁止していないことは前提となっており、裁判所も同様に考えていることは明らかです。(2) 憲法を改正しなくても同性

性婚は認められる

以上のように、憲法が同性婚を禁止していないという考えはどの立場からも明らかです。憲法を改正するまでの必要はなく、法律を改正することによって同性婚を認めることができます。

憲法改正の議論は多くなされているところですが、憲法改正のハードルは法律改正に比べて非常に高いです。これまで憲法が改正されていないことからそのハードルの高さが伺えるかもしれません。

もし、憲法の改正がされたとしても、婚姻に関連する細かい点については法律の改正も必要になると考えられます。法律の改正で保護されることをあえて憲法改正まで待つことは、結果的に保護すべき人たちの利益を保護しないこととなります。

このような観点からも、法律を改正することにより同性婚を認めるべきです。

5 海外の例と日本のパートナーシップ制度

令和5年5月、日本でG7（主要7か国首脳会議）が広島市で開催されました。G7各国のうち、性的マイノリティに関する差別禁止法や、同性カップルの法的保障などがないのは日本だけです。性的マイノリティに関する法制

度については、日本は先進国とはいえないようです。

日本の地方自治体でもパートナーシップ制度という制度が導入されており、この制度で十分ではないか、と思う人もいるかと思えます。しかし、地方自治体のパートナーシップは法的効果を生じさせるものではなく、相続、親権、税制上の措置などの法律上の問題については解決することはできません。

6 今後の見通し

2013年にユージージョンドで同性婚を認める法案が可決される際になされた国会議員の演説はとも有名です。その議員は、法案について「愛し合う2人の人が結婚できるようにするだけ」と述べ、反対する人に対し「この法案は当事者にとって素晴らしいものですが、そうでない人には今までの生活が続くだけ」と述べました。8年後に日本のメディアの取材を受けたこの議員は「反対派は大惨事になると思っています。でも、何も起きませんでした。」「早く法案を通して下さい。後悔はしませんから。」と答えていました。

日本でも同性婚が認められ、幸せになる人が増える社会を実現したいと思えます。

以上



弁護士 小宮 和彦

“やっぱり行きたい海や山”などと言いつつなかなか行けずビール飲み干し気を晴らす夏！（18年乗った愛車を手放しアウトドアも楽しめるようにSUVに買い替えたのですが…）

夏といえは…



夏に想う

弁護士 前田 豊

南の島にテント担いで行った、学生時代の夏。風葬の跡、ヤドカリで釣ったイサキ、サンゴの浜のキャンプ。



弁護士 武 寛兼

夏といえば、虫捕りです。去年は、姪っ子達とキャンプに行っておニヤンマ？を捕まえました（すぐに逃がしましたが）。今年の3月に子どもが生まれたので、今年からは育児の夏になりそうです。



弁護士 井上 敦史

ビアガーデン！！子どもが飛行機好きなので、今年は福岡空港のビアガーデンに行って、飛行機を眺める子どもの嬉しそうな笑顔を見ながら楽しみたいものです。



夏のコンサート

弁護士 中村 伸子

夏の歌は色々ありますが、先日「Mr.サマータイム」(1978年リリース)をサーカス（コーラスグループ）さんのコンサートで初めて生で聞きました。爽やかなハーモニーでした。

橋本 絵美

夏といえば海。先日、シュノーケルをつけて海に入りましたが、マウスピースを咥えての呼吸が上手く出来ず、息が出来ん！！とパニックになり、波もあったので一瞬溺れそうになりました。シュノーケルを完全に舐めていました。次回からはお風呂で練習してから挑戦したいと思います。

佐藤 亨恵

「夏が来た！」と思うのは「台風シーズンの到来」です。旅をすると何故か悪天候に当たがちなので、夏の旅行前は、天気図を見ながら台風が来ないようにひたすら念じています（冬は大雪にならないように念じます）。

齋藤 優紀香

フェス！通しで行きたいのですが好きなアーティストが別日に出ることが多く、決めきれず結局行かないのが夏の恒例です。暑さと遠征のことも考えるとなかなか行きません。



森 礼子

ビアガーデン「開催中」の看板なんかを見付けると、夏が来た！！と。「ビール」の文字には、1年中、ワクワクしてますが。